

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、かつ、労働者数にかかわらず、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

対象となる業務・労働者（ ）

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務(対象業務)に常時従事する労働者

(労働安全衛生法施行令第22条第3項、労働安全衛生規則第48条)

例) メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務に就いた後6ヶ月以内ごとに1回

(労働安全衛生規則第48条)

歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。

(労働安全衛生法第66条の3)

2 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、異常の所見が認められた労働者については、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。

(労働安全衛生法第66条の4)

3 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。(労働安全衛生法第66条の5)

4 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断の結果は、労働者に通知しなければなりません。(労働安全衛生法第66条の6)

5 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

令和4年10月1日以降に歯科健康診断を実施した事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号の2(有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書：新設)により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(労働安全衛生法第100条)

お問い合わせ先：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

(厚生労働省ホームページ 労働基準監督署所在地一覧へリンク)



京都労働局・労働基準監督署



(2022.9)

2022（令和4）年10月1日から 歯科健診の結果報告が すべての事業場に義務化されます

- 有害な業務※に常時従事する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務づけられています。（労働安全衛生規則第48条）
- 労働安全衛生規則が改正され、10月1日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられます。



※有害な業務とは（労働安全衛生法施行令第22条第3項）
塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（新設）

今回の改正で報告様式も変わります。10月1日からは新しい様式を使用してください。

様式第6号の2（第2次全国版）（歯医）

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80315 0123456789

労働者 数	事業場 数	労働者 数	労働者 数
対象年 9：令和 （月～月分）(報告 回目)	報告年月日 9：令和 （月～月分）(報告 回目)	事業場の 名称	事業場の 所在地
事業場の 種類	事業場の 所在地	郵便番号 ()	電話 ()
健康診断実施 機関の名称	健康診断実施 機関の所在地		
取扱有害物質・ 業務内容	物質 業務内容		
項目	業務内容		
労働安全衛生法施行令 第22条第3項に掲げる 業務に従事する労働者数		人	
受診労働者数		人	
所見のあった者の人数		人	
事業場 氏名 所属機関の名称 及び所在地			
年 月 日	事業者代表者 氏名	受印	

変更点

- 歯科健康診断結果の報告書様式が新たに定められました。
- 定期健康診断結果の報告様式からは、歯科健診の記載欄がなくなります。

各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。
ダウンロードしてご利用ください。



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/18.html>